

平 成 2 6 年 9 月 議 会

決算特別委員会委員長報告

(議案審査)

平成26年10月3日

本 会 議

決算特別委員会より、ご報告申し上げます。

最初に、審査日程につきまして、1日目は、総務文教委員会所管分を、2日目は、健康福祉委員会所管分を、3日目は、建設経済環境委員会所管分とし、それぞれ審査したところであります。また、4日目は総括質疑を行った後、討論、採決を行いました。

それでは、本委員会に付託されました議案11件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、認第1号「平成25年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

初めに、歳入関係で「1款 市税について、不納欠損額が前年度比20%減である。その要因は市税のコンビニ収納の実施や、債権回収対策室を中心とした収納率向上の取り組みであるが、その状況などを伺う。」という質疑があり、

これに対して、「市税決算の状況は、前年度の収納率が、市税で98.96%、0.16ポイント増、滞納振り越し分も前年度比1.81ポイント上回っている。要因は、平成22年度からの滞納整理の方針転換や、現年度課税中心の滞納整理、また、積極的な差し押さえ、執行停止などの適正な処分、コンビニ収納の開始による納税環境の整備などの効果が考えられる。コンビニ収納の状況は、収納件数が64,518件、前年度比23.57%増である。」という答弁がありました。

次に、「10款 地方交付税について、決算額が前年度比1億7千963万円減であるが、その理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「地方交付税には、普通交付税と特別交付税がある。

普通交付税は、需要額の人口10万人当たりの単価が増えたことにより増額となったが、基準財政収入額が増えていることで減額となり、差引9千万円ほど減少した。

特別交付税は、志太広域事務組合の通信指令施設整備の終了などにより減額となった。」という答弁がありました。

次に、「11款1項1目 交通安全対策特別交付金について、何に使用するのか、また、当初予算額より増えている理由は何か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「用途はLED灯の整備、道路表示の設置・修繕、ガードレール及びカーブミラー等に使用している。

この交付金は、交通事故発生状況、人口集中地域の人口、及び道路改良延長等により算出され、交通違反反則金、年約800億円のうち3分の1が市町村に振り分けられている。

また、増額の理由は、不定額の中で按分され、振り分けられたためである。」という答弁がありました。

次に、「12款1項1目 民生費負担金中、児童福祉費負担金について、保育料の不納欠

損額が約300万円であり、前年度に比べ大幅な増額となった理由、及び、公立と私立の内訳、及び園による片寄りがあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成10年頃から発生している収入未収金のうち、この5年間で分納などの徴収ができなくなってしまった分を、この度、過去にさかのぼって整理して、不納欠損に計上した。その内訳は、公立保育所が112万5千円、私立保育所が190万1千円であり、園による片寄りはない。

なお、保育料の徴収は、市で行っており、園の中で誰が未納者かはわからないようになっている。」という答弁がありました。

次に、「13款2項3目 衛生手数料中、収入未済額が34万1千250円とあるが、その状況について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「現年に支払うべき人は16人、滞納繰越が18人、重複している分があるが、延べ人数は29人が未収になっている。

その理由は、緩やかな景気回復と言われているが、その恩恵を受けることなく、失業や疾病で生活困窮となる人が増えている。対策として、戸別訪問で回収に取り組んでいる。」という答弁がありました。

次に、「20款6項3目 雑入中、民生費雑入について 生活保護費返納金が約1千100万円計上されており、収入のあった方からの返納であるとの説明を受けたが、不正受給などはなかったのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成25年度は、54件の返還対象者があり、内4件が生活保護法第78条に該当する、いわゆる不正受給であった。不正受給とは、本人が悪意を持って自分の収入等を申告しなかった場合をいい、具体的には、就労収入や別れた夫からの養育費、年金が増額になったことなどを申告しなかったものである。それ以外の50件については、保護費支給時の就労収入の見込み額と、実際の収入額との差額がなどである。」という答弁がありました。

次に、「経常収支比率について、平成25年度が83.0%で、前年度比マイナス1.6%で好転している。要因は歳入での市税の増、歳出での公債費や子供医療費の減などで、これは行政評価の中でも評価すべきことであるが、これについての当局の見解と経常収支比率、実質収支の数値を勘案すると平成27年度予算が、余力をもって望むことができるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「経常収支比率は全国的には増加傾向だが、本市が向上した要因の公債費の減については、これまでの市債残高を縮減してきた取り組みの成果と認識している。

また、実質収支額は増加したが、予算に余力はないと考えている。平成26年度予算において、財政調整基金及び減債基金の繰り入れを23億円余計上しており、基金の繰り入れを見送ると、実質的に使える財源は限られている。

平成27年度については、景気動向や消費税増税など、不透明な情勢であり、従来どおり全事業の総点検などの取り組みを継続していく。」という答弁がありました。

次に、歳出関係で「２款１項１１目 企画費中、定住人口拡大推進事業費について、子育て世代にターゲットを絞った戦略とはどのようなものか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「定住人口の拡大は、選ばれるまち藤枝づくりそのもので、市政全般にわたり、各部局がシティプロモーション施策を行っている。本事業では、特に、子育て世代の方々にターゲットを絞って、本市の優れた政策を載せたパンフレットの作成や、住宅情報誌等への掲載を行い、このことも人口拡大の要因の一つになっていると思う。持ち家の住宅着工数も、人口に対して県下で一番の数字である。」という答弁がありました。

次に、「３款１項１目 社会福祉総務費中、障害者就労支援事業費について、障害者の法定雇用率は２．０％のはずだが、調書によると市内の事業所の障害者雇用は、昨年６月で１．７４％となっている。平成２５年度において、雇用率を上げるために、どのような取り組みを行ったか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「これまで、障害者雇用の対象は５６人以上の事業所だったが、平成２５年の法改正により５０人以上の事業所に拡大されたため、新たに対象となった５０人以上５６人未満の事業所３２か所を訪問して、障害者の雇用についてお願いと情報提供を行った。」という答弁がありました。

次に、「３款３項１目 児童福祉総務費中、保育コンシェルジュ事業について、その効果はどうか。また、相談も多いようだが、専任職員１人の配置でやっていけるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「相談件数は、平均で、月２００件弱あり、主な内容は保育サービスの紹介や、保育園入所申込みの受付等である。

以前は保育園入所申込み不承諾通知を受け取った方からの苦情も多くあったが、入所申込み時の丁寧な説明と、その後の面接により、苦情件数は減っている。

また、保育士資格を持つ臨時職員１人を専任で配置しているコンシェルジュのほかに、正規の担当係員３人おり、４人体制で業務にあたっているため、今のところ職員は足りている。」という答弁がありました。

次に、「３款４項１目 生活保護総務費中、静岡県学習チャレンジ支援モデル事業について、単年度事業なのか、また支援を受けた子ども達の進路について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「この事業は、県の補助を活用しており、引き続き、平成２６年度も継続している。なお、平成２７年度からは、新たな生活困窮者自立支援法の中で、市町村が取り組む任意事業に位置づけられ、実施の判断は市町村に委ねられているが、今後も継続実施する方向で協議していく。

また、事業に参加した１０人の内、中学３年生は一人だったが、この生徒については、４月から専門学校へ進学している。」という答弁がありました。

次に、「4款1項6目 保健推進事業費中、胃がん健診の成果について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「胃がんのリスク判定について、医師会と協力し、藤枝方式という形で整備してきた。市民の関心も高く、また、問い合わせも多かったが、結果6千783人の方に受診していただいた。そのうち2千639人が新規の受診者であったこと、また受診者の中から、早期がんの段階で、25人もの胃がんの方を発見できたこと、また従来のバリウム健診に比べ、検査費用も安く済み、市の財政的にも市民の負担も少なく済んだこと等が大きな成果である。」という答弁がありました。

次に、「4款2項1目 環境衛生総務費中、クリーンセンター推進事業費について、内容は主に環境影響評価方法書の作成とのことだが、経費の内訳について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「予算総額240万円、決算額 162万65円で執行率は67.5%となっている。

内訳は、地元交渉にかかる事務的経費、付帯施設整備計画プラン作成経費が主なもので、クリーンセンター整備にかかる直接的な経費は事業主体の志太広域事務組合の負担となっている。

詳細は、基本計画推進業務委託料152万2千500円、地元関係では旅費2万1千760円、消耗品費6万9千805円、視察有料道路代6千円である。」という答弁がありました。

続いて、「方法書の作成において、地元住民の意見を反映したとあるが、特に地元住民との間で進展したと思われる部分は何か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「整備に向けて地元の合意形成が一番の目的であり、そのなかで環境アセスメントの実施を地元にお願ひし、平成25年8月に確認書を取り交わし、環境影響評価の計画書に当たる方法書作成を実施したのが主なものである。なお、この方法書は、平成25年11月から12月にかけて10回の地元説明会を開催し、地元意見を踏まえたうえで、県条例に基づき、平成26年3月に県知事に提出した。」という答弁がありました。

次に、「4款2項2目 環境政策推進費中、家庭系生ごみ回収資源化事業費について、生ごみを他のごみと分けて回収するが、これにかかる経費はどれくらいか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「現在の生ごみの収集運搬方法は生ごみを桶で回収して、2トンから3トンの積載量のある車に、約500キロを積載して運搬していて、多くは積めてはいないのが現状であり、ごみ収集車に変更することにより、約2トンから3トンの積載が可能となる。

平成24年度決算時の生ごみ処理経費は1トン当たり10万円程度であったが、更なる効率性を考慮して、平成26年10月より収集方法を変える計画であり、平成26年度の生ごみ処理経費は6万7千円程度になると試算している。」という答弁がありました。

続いて、「生ごみを堆肥化する委託業者の処理能力に限界があるため、一部地域に限っての実施となっているのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「委託業者の処理能力は、日５トンから１０トンが妥当な処理量で、世帯にすると約２万世帯となる。現在の処理量は日２トンから３トンであり、１０月からは、新たに３，７００世帯を加えて、１万世帯となり、処理量も１トンから２トン増える計画である。今後、資源化の方法も検討し、最終的には全世帯の回収を目標に取り組んでいく。」という答弁がありました。

次に、「７款１項２目 商工振興費中、藤枝型買い物支援サービス応援事業費についてこの事業は買い物弱者、特に高齢者を対象とした事業であると認識しており、ただ買い物をするだけでなく、お店の人と話をしながら買い物を楽しむことが重要であると考えている。そこで、この事業を進めるにあたり、支援を受ける５団体等と高齢者に対しての希望等についての話し合いはされたのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「この事業は平成２３年度に商業者、消費者、及び高齢者に対してアンケート調査を実施し、翌２４年度に事業化したもので、買い物を楽しむこと、ふれあいの場であること、地域コミュニティ形成に役立つことが、この事業を進めるにあたり重要な要素と考えている。」という答弁がありました。

次に、「８款５項１目 都市計画総務費中、自主運行バス等運行事業費について、１億円を超える決算額となっているがその効果はどう捉えているか、また、運行継続基準の収支率１５％の数字の根拠は何か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「民間バス会社の撤退後、買い物、高齢者等の足の確保に対しては、公共が支援をする必要があり、今後の高齢化を踏まえると自主運行バス重要性はさらに増えるものと考えている。

しかしながら、無制限にということではなく、予算の範囲内で効果を上げていきたいと考えている。

また、運行継続基準の収支率１５％については、廃止路線を引き継いでいることから経営的に厳しいことは承知の上ではあるが、目安として設定している。数字の根拠は計算で出たものではなく、それまでの各路線の実績値、及び県内他市町の状況を調査した上で、１５％と設定した。」という答弁がありました。

次に、「１０款１項３目 教育指導費中 英語指導助手（ＡＬＴ）について、導入する前から現在まで、中学生の英語の学力はどのような変遷をたどっているのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「藤枝市は他市に比べＡＬＴを多く配置し、小学５年生から自然に英語が話せる、外国人と触れ合えるなど、コミュニケーション能力を高めるところに重点をおいている。ＡＬＴによるヒアリングのテストは、全市平均で、５段階評価で平成２３年度３．７、平成２５年度４．１でヒアリングの力は上がってきている。」という答弁がありました。

次に、総括質疑として、「決算全体的に不用額が多く、当初予算編成が適正であったか、また、約29億円の実質収支黒字を踏まえた今後の財政運営の考え方について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「当初予算は、各部局のその年の事業見込みを財政課でヒアリングしながら、年間の必要額を予算措置したものであり適正である。

今後の考え方は、志太広域事務組合のクリーンセンター建設事業や駅北の中心市街地活性化事業、また、これから大きな課題となる公共施設のアセットマネジメントなどに、大きな金額が見込まれるため、これらに備えるには、財政調整基金の確保が不可欠となり、基金残高を維持する方向で考えている。

また、今年度、約29億円の繰越金があったが、そのうち財政調整基金などの繰り戻しに約23億円、当初予算に計上済みの前年度繰越金が約5億円で、残りは約1億円となり、それほどゆとりがあるわけではない。」という答弁がありました。

次に、「訪問診療に携わる医師はいるが、体制はどこまで整備されているのか、また、在宅介護を前進させるための体制はどうあるべきか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「志太医師会では、在宅医療部会を平成24年5月に立ち上げ、医師、看護師、ケアマネジャー、ソーシャルワーカー、行政など70名近くの関係者が集まり症例検討を行っている。また、志太医師会に加入する90余の医療機関のうち、在宅支援診療所と呼ばれる診療所は6ヶ所あり、在宅医療を支える機関として、市立病院等と連携を図りながら24時間の往診を行っている。

さらに、医師会、市立病院、市と三者で『在宅医療推進協議会』を設置して、在宅医療の現状を把握・分析し、今後の在宅医療の方向性、地域の在宅医療を推進していく体制が整えられた。また、志太医師会等と市が共催して『医療・介護・福祉フォーラム』の開催や市が主催して、志太医師会と市内の訪問看護ステーションの管理者と訪問診療を支える機関と協議を行い、医師及び在宅医療を支える関係機関と体制づくりに取り組んでいる。

このように、住み慣れた自宅で最期を迎えるための地域包括ケア体制の構築に向けて、多職種が連携した関係づくりを推進している。

次に、在宅介護を前進させるための体制として、市内にある20余の訪問介護事業所に4億5千万円余、給付しており、延べ1万人が利用している。

訪問介護と訪問看護は、日中・夜間を通じて定期訪問や随時の訪問体制を進めることが重要であり、こうしたことから『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』と呼ばれる新しいサービスの整備を計画している。」という答弁がありました。

以上のように、執行部から提出していただいた事業評価決算審査用調書を基に、質疑が行われました。

続いて討論に入り、

初めに、「平成25年度の市政を一言で総括すれば、全国モデルと言っても過言でない非常に優れた側面を持ちながらも、従来型の依然として遅れた側面をも引きずった市政と言

える。優れた側面は、住民サービスを削らないで借金を大きく減らしてきている財政運営、全事業の総点検などの藤枝型行政改革、さらに生ごみ資源化の取組みなどである。

しかし、市民から見て容認しがたい問題点は、中山間地域への定住政策、税金や公共料金を払いたくても払えない市民への姿勢、福祉の後退、生活保護行政、非正規職員の市の扱いなどである。

以上、積極性は評価しつつも、認定には賛成できないため反対する。」という討論がありました。

次に、「本決算の実質収支額は、29億55万8千459円の黒字決算である。

歳入については、市税の増収、国・県補助金などの特定財源の活用、財政支援措置のある起債事業への取組みなど、収入確保に取り組んだ姿勢は大いに評価するものであり、また、歳出においては、総合計画の目標達成に資する取組みの強化などの4つの柱を重点方針に掲げ、重点プロジェクトに基づき、事業執行されたものと評価するものである。

以上、今後の地方財政を取り巻く環境は不透明であり、持続可能な健全な行財政運営に配慮され、市民福祉の向上と市政発展のために、なお一層の努力を要望し、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本決算は賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号「平成25年度藤枝市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

初めに、「歳入で、不納欠損額が増えているが、この内容と今後の対応について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「生活困窮等により執行停止後、3年を経過した方が非常に多くなったことにより、このような結果となった。

また、保険税の徴収については、納税課に移管しているが、国保年金課としては、滞納者に短期の保険証を発行し、納税相談や弁明の機会を設けるなどの対応をしており、また、短期保険証を発行する際にも電話や通知、臨戸訪問などの手順を踏んだうえで、発行している。

不納欠損は法に基づいた措置であるが、財産調査等により担税力を見極めて行っており、今後も適切に対応していく。」という答弁がありました。

次に、総括質疑として、「国保会計の健全化における、支払い準備基金と特別調整交付金の在り方について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「税財源からの基金積み立て以外は、基金を取り崩した時点で赤字補填とみなされること、基金残高の割合等が国の特別調整交付金のポイントに関係する。

経営努力に対して交付される特別調整交付金、いわゆる『特特』については、『特定健診

の受診率』や『国保税の収納率』が前年を上回ること、資格や給付など日常の業務の適正化或いはジェネリック医薬品の使用促進など対象事業を確実にやっていくことが重要である。そうした業務の積み上げが『特特』獲得に繋がり11年連続の交付となり、被保険者1人当たりでは県下でも群を抜いた交付額となっている。

基金については、国保税率をさらに引上げることで、単年度収支の黒字化が図れないとすれば積み立ても難しい状況となっている。このような状況の中、年々増加する医療給付費に対応するため、基金を取り崩すなどの財政運営を行いながらも、一般会計からの赤字補填のための繰り入れを回避してきた。しかし、医療の伸びに対し歳入が不足するため、やむなく8年振りの税率改正に至った訳だが、税率を上げたにもかかわらず、収納率は平成14年度以降最も高い収納率となるなど今後も健全な財政運営に努めていく。」という答弁がありました。

次に、「健康予防日本一を掲げている中で、国保事業が果たした役割について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「特定健診受診率が果たした役割が大きいと考える。特定健診とがん検診などを同時実施し、受診の利便性を図り、本市の地域性を活かした集団健診方式の採用、医師会との強固な連携やピロリ菌胃がんリスク判定の先進的な取り組みの導入などにより、平成20年度から開始した特定健診は、県下でも上位の受診率となっている。

また、特定健診結果に基づいたメタボ該当者を対象とした特定保健指導やその他の保健事業、あるいは地域の保健委員の研修などにおいて国保医療や特定健診などのデータを分析し、分析結果に基づいて計画・実施するなど『健康・予防日本一』に向け努力している。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、

初めに、「国保税が8年ぶりに大幅値上げになった決算である。本市の国保加入者の世帯平均所得は10年前と比べて落ち込んでいるなか、4億9千万円を法定外繰り出しとし、当初予算で議決しておきながら、2月補正で2億3千万円を一般会計に戻しただけでなく、残りの2億8千万円近くを繰り越す処理をしたため、4億9千万円は、値上げを避けるためには1円も使われなかったことになる。

当初予算の議決どおり市民負担の軽減に使っていれば、この年度の値上げは避けられ、国保税の支払いに苦しんでいる多くの市民の実情から見て、このような会計処理は賛同できず、反対する。」という討論がありました。

次に、「本事業は、高齢化の進展や医療技術の高度化等により、医療費は増加の一途をたどっている中、平成25年度の歳入決算は、8年ぶりの税率改正をしたものの、収納率の向上・基金残高の確保や経営努力を評価した国の特別調整交付金の特別事情分、いわゆる『特々分』が、今年度も引き続き交付されたこと、さらに特定健康診査の受診率も県内トップクラスを維持するなど、大きな成果を収めたことを高く評価するものである。

今後も、国保税の税率改正や収納率向上など国保財政の健全化に、より一層努めること

を要望して賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本決算は賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号「平成25年度藤枝市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認第4号「平成25年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号「平成25年度藤枝市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

初めに、「下水道会計は一般会計からの繰入金が多く、また、市債も多く発行しているが、市民全員が恩恵を受けているわけではない。事業効果を高めるためには、接続率を上げることだと考えるがそのためにどのような努力をしたか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「接続率向上への対応については、重要課題と位置づけ、課をあげて取り組んでいる。

具体的には8月から11月を公共下水道の接続強化期間とし、延べ221件の戸別訪問を行い、接続のお願いをしている。この期間以外も含めて、平成25年度のトータル戸別訪問件数は276件となり、水洗化率、接続率向上のための取り組みを実施した。」という答弁がありました。

続いて、「臨戸訪問で努力していることは承知しているが、この276件でどれほどの効果があったか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「必ずしも、訪問世帯とは限らないが、平成25年度中の未接続世帯における接続件数は52件であり、成果があったと考えている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号「平成25年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号「平成25年度藤枝市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」について申し上げます。

一委員より、「平成２５年度における、市内４地区の農業集落排水の未接続世帯数と新規接続世帯数を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「新規接続があったのは葉梨西北地区の１５件である。各地区の接続率については、蔵田地区は１００％、市之瀬地区は９０％、村良地区は９３．８％となっており、ある程度の接続率は達成している。ただし、葉梨西北地区については、未接続世帯が１４２戸ある状況であり、接続に向けた取り組みを強化している。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第８号「平成２５年度藤枝市介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第９号「平成２５年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

質疑もなく、討論に入り、初めに、「７５歳を過ぎると人は誰でも病気がちになる。通院頻度が高い人たちだけを集めた保険制度は、そもそも成り立たない。高齢化が進んで、７５歳以上の加入者が増えれば増えるほど、給付が限りなく切り下げられるか、保険料が増えるか、そのどちらかにならざるを得ない。こういう制度は世界にはない。県内を一つにした広域連合という住民の声が届かない運営方法を含め、反対する。」という討論がありました。

次に、「高齢になることは誰もがたどる道であり、後期高齢者医療制度が今後も高齢者の医療保険制度として将来にわたって安定的に持続されることは、高齢者のみならず、現役世代にとっても大変重要である。

本特別会計は、静岡県後期高齢者医療広域連合議会で決定した保険料を賦課し、本市で徴収し広域連合へ納付するための会計であるが、今後も市と広域連合とは十分な連携を図り、適正な運営が行われることを求めて賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本決算は賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第10号「平成25年度藤枝市病院事業会計決算の認定について」、申し上げます。

初めに、「収益明細書の1款1項1目 診療収益にかかる病床利用率について、実質の稼働率では86.0%、一般病床についての実稼働率は87.1%となっているが、この数字をどうとらえるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「全体の実稼働病床の利用率については、昨年度の82.7%から3.3ポイント、また一般病床についても83.9%から3.2ポイント上昇している。

これは、急性期病院として、効率的、効果的な病床運用が図られ、新規の入院患者が増えているということであり、収入面でも本年度の黒字化に大いに貢献したと評価している。」という答弁がありました。

次に、「資本的支出の1款1項 建設改良費の不用額については、救急センター建設に係る工事費等の入札差金との、説明であったが、具体的にはどういうものか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「救急センターの工事費については、平成25年度及び、平成26年度の債務負担により進めてきている。このうち平成25年度対象事業の予算額と落札金額の差額、2百2万6千円が、建設工事費分の不用額となった。

また、その他の不用額は、医療機器等の購入にかかる入札差金である。」という答弁がありました。

次に、「費用明細書の1款3項1目 過年度損益修正損の不納欠損分を減らす努力として、債権回収にどう取り組んできたか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「債権回収は、未収金の発生を減らすことが前提となることから、医療費の発生時点で、『高額療養費制度』や『限度額適用認定証制度』などの利用をお願いし、未収金発生の抑制に努めている。

未収金の回収にあたっては、徴収専門員1人を配置し、夜間帯での臨戸訪問を実施するとともに、担当職員による文書・電話による督促、分納などについての個別相談など、それぞれのケースに応じた未収金対策に努めている。」という答弁がありました。

次に、「中期経営計画の最終年度、単年度黒字決算となった要因について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「黒字の要因は、事業管理者の経営改善に対する強い姿勢が、職員一人ひとりに伝わり、改善に向けた意識の共有が図られたことが大きいと考える。

また、7対1看護体制の確立により効率的、効果的な病床運用が図られてきたことも、一つの大きな要因と考える。」という答弁がありました。

次に、「企業債について、本年度の黒字決算を踏まえ、今後の償還など、経営的側面からどう考えていくか伺う。」

という質疑があり、

これに対して、「企業債については、建設改良費や医療機器の購入費に充てるための借入れであり、増加資産の減価償却と同じ考え方で、償還負担の平準化を図り、適正な借入額や償還期間を考慮しながら、計画的に借り入れている。

基本的には毎年の返済額以上に借りない、との方針の下で年々削減させている。黒字を継続させるためにも今後も未償還残高の減額に努めていく。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認第11号「平成25年度藤枝市水道事業会計決算の認定について」、申し上げます。

一委員より、「水道料金値上げの理由は、老朽管の耐震化であったが、その進捗について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成25年度の基幹管路の耐震化率は、計画の16.9%に対して17%となっており、予定どおり進捗している。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。